### ウォータージェット機器 レンタル約款

#### 第1条(適用範囲)

本約款は、ウォータージェット機器および付帯設備(トラック、水中ポンプ、コンプレッサー等)のレンタルに関する基本事項を定めるものとし、個別契約により具体的な条件を定める。

# 第2条 (レンタル契約の成立)

1. レンタル契約は、申込者(以下「借主」)が当社に申し込み、当社がこれを承諾したときに成立する。

### 第3条 (レンタル期間)

- 1.レンタル期間は、原則として機器の引渡し日から返却日までとする。引取は前日の午後、返却は翌日午前までとする。
- 2. 借主は、契約期間の延長または短縮を希望する場合、事前に当社へ申し出て承諾を得るものとする。

#### 第4条(レンタル料金と支払い)

1. レンタル料金は、契約時に定めた金額とし、請求書発行後、指定の支払期限内に支払うものとする。

### 第5条(機器の引渡しと返却)

- 1. 機器の引渡しは、当社にて車上渡しを基本とする。
- 2. 返却時は、借主の費用負担により指定の場所へ返却するものとし、原則として使用前の状態に戻す。
- 3. 借主は、返却時に機器の状態を確認し、不具合がある場合は報告するものとする。

# 第6条(機器の管理)

- 1. 借主は、機器を善良な管理者の注意をもって保管・使用するものとする。
- 2. 使用中の故障・破損が発生した場合は、直ちに当社へ連絡し、指示を仰ぐものとする。
- 3. 借主は、必要な整備・点検を実施し、適切な状態を維持する責任を負う。

# 第7条 (禁止事項)

借主は、以下の行為を行ってはならない。

- 1. 機器の改造(ただし、整備・点検を除く)
- 2. 転貸、譲渡

- 3. 本来の用途以外での使用
- 4. 重大な過失による破損・紛失

### 第8条(故障・損害負担)

- 1. 通常の使用による故障については、当社が修理を行う。
- 2. 借主の過失による損傷・紛失の場合、修理費用または機器の時価相当額を借主が負担する。
- 3. 借主が機器の故障を放置し、損害を拡大させた場合、その追加費用も負担する。

### 第9条 (契約の解除)

当社は、以下のいずれかに該当する場合、レンタル契約を解除できる。

- 1. 借主が料金の支払いを怠った場合
- 2. 機器の適正な管理がされていない場合
- 3. その他、契約違反が認められた場合

### 第10条(免責事項)

- 1. 天災、事故、盗難等、当社の責めに帰さない事由による損害について、当社は責任を負わない。
- 2. 機器の使用により生じた損害・事故等については、借主の責任とする。

#### 第11条(紛争解決)

本約款に関する紛争が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判 所とする。

本約款に定めのない事項は、借主と当社が誠意をもって協議し、解決するものとする。